

平成6年3月20日

自治会々員 各位

つつじが丘統一自治会
会長

第19回定例総会の開催について（ご案内）

桜の開花が待たれる今日この頃、会員の皆様には益々ご健勝にてお越しのこととお慶び申し上げます。

さて、第19回定例総会を下記の通り開催いたしますので、お忙しい中とは存じますが、万障繰り合わせの上、ご出席いただきますようご案内申し上げます。

記

1. 開催日時 平成6年4月3日（日） 午前9時30分～12時
2. 開催場所 つつじが丘ふれあいセンター
3. 議 題
 - (1) 平成5年度会務報告及び、会計報告〈審議・承認〉について
 - (2) 平成6年度活動方針（案）〈審議・承認〉について
 - (3) 平成6年度予算（案）〈審議・承認〉について
 - (4) 規約の改正について
 - (5) 役員（会長・副会長・会計監査）の改選について
 - (6) その他

以 上

- * 会場準備の都合もありますので、総会への出欠席を別紙出欠票にご記入の上、3月25日（金）までに各班長さんにご提出下さい。
なお、当日欠席される方は、委任状も併せてご提出下さい。

第19回定例総会

平成6年4月

つつじが丘統一自治会

〔総括〕

世の中一昨年来の不況が続く中、昨年の政変、冷夏による米問題等激動の年であったにもかかわらず、私たちの街つつじが丘は、来るべく20周年に向けて着実に歩みを進めてまいりました。

まもなく1,000戸に達しようとするこの街の人々が、素晴らしい住環境を築き、親睦を深め、新しい街づくり・ふるさとづくりを進めていく……。

そんな中、今年度の活動において、自治会発足以来の大きな課題であった“汚水”問題が解決できたことは、この問題に係わってこられた関係者はもとより、住民皆様方のご協力の賜物と感謝しているところであります。

また一方では、来るべく高齢化社会に向けての取組みについても、高齢化（福祉）問題等専門委員会を中心に検討を重ね、次年度からの活動をこの街の『福祉元年』と位置付けるべく、一応の結論付けをさせていただきました。

人々の“心のふれあい”が原点であると考えこの高齢化対策、今後着実にこの町に浸透し、新たな住みよい街づくりが住民の皆様と共になされていくことを願いつつ、以下今年度の会務報告をさせていただきます。

1. 汚水処理施設の自主運営並びに公共下水道接続問題について

昭和59年の“汚水処理問題に関する小委員会”設置より、一昨年自治会役員会にこの問題が委ねられるまでの足掛け10年余にわたる汚水処理問題が、統一会長のもと自治会、各務原市及び（株）興人との間で協議を重ね、無事協定書の調印を済ませる事ができ、本年4月公共下水道への接続となったところであります。

この間、大雨対策に係る『各戸配管調査』並びに『応分の負担金拋出問題』等に関する2回の住民集会の開催を経て、平成6年2月（株）興人より正式に汚水処理施設の移管を受けました。

なお、これに先だちこれらの施設の維持管理に関する協定を（株）エス・エルと締結し（平成6年1月29日調印）、自治会による自主運営を短期間ではありましたが実施いたしましたことご報告申し上げます。

永年に渡る懸案事項が、関係各位および住民の皆様方のご協力により決着したことにつき改めて感謝申し上げます。

2. 高齢化対策について

- ① 世の中の同一步調?と相待って、私たちの街つつじが丘でも65才以上のいわゆる高齢者と呼ばれる人々が年々増えてきております。現在ではまだ6%程度の高齢化率ではありますが、今後はこれが急速に増加し、やがてはシルバータウン化していくと言っても過言ではないと思われまます。

『高齢者にとって(あるいは高齢期になって)暮らしやすい地域の生活環境はいかにあるべきか。』と言う問題意識を持って、3か年に亘り自治会の中で「高齢化(福祉)問題等専門委員会」が中心となり、日々の“高齢者と語る会”等の活動を通し、この高齢化(福祉)問題にどう対処していくか。

(イ) 自治会主導型でいくか、そのためには自治会はどう体質を変革していくか。

(ロ) 任意のボランティア主導型としたとき、自治会は側面よりどの程度支援体制を採っていくか。

など、自治会活動として採るべき基本姿勢について検討して参りました。

その結果、自治会の持つ組織力、設備さらには資金面等を加えた総合力などから判断して当面は、(イ)の“自治会主導型でスタート”して行くという方向付けをさせていただきました。<平成5年11月度役員会承認>

(具体的な老人問題等に関しては、関係福祉団体(任意のボランティア)などと協議連携して行くこととなります。)

従って、来年度からの自治会活動においては、全ての行事について、まず『福祉』を念頭に置いた活動が成されて行くものと思っております。

最近各町内で“オヤジの会”等の親睦会が作られ「つどいの場」が開かれていると聞きます。先にも申し述べましたが、福祉の原点は『人と人との心のふれあい』からだと考えております。今後ますますこの様な会があちこちで持たれ、それこそ昔からよく言われる『向こう3軒両隣』と言う言葉が、死語とならない事を願って止みません。

- ② 高齢化(福祉)問題等専門委員会は、3か年の活動を経て前述の結論付けをいただくと共に、新たな委員会の大まかな体制づくりを検討していただき解散となりました。改めて関係皆様の労苦に対し厚くお礼申し上げます。

来年度よりは、自治会の専門委員会の中に『福祉委員会』を設置し、今日までの活動を踏まえ、新たな活動を展開して頂けるものと思っております。

なお、新しい委員会の概要については、「活動方針(案)」の中で述べさせていただきます。

3. ふれあいセンターについて

開館以来まる2年を迎えようとしているこの施設、昨年度の利用件数 354件、利用料金 591千円に対し、今年度は、件数で 379件、料金の 720千円と順調な利用があり、その名の通り皆様の“ふれあい”の場所として着実に歩み始めて来ているものと思っております。

今年度は 500千円の備品購入予算の中から、皆様の要望によりカラオケ用 CD、囲碁セット等の娯楽用備品のほか福祉関連行事などの昼食会等に必要なお、電器炊飯器（2升炊2個）やポットを購入させて頂くと共に、カーペットも購入しました。

今後ともご利用の皆様の要望に添った備品の充実を図って行き、素晴らしい施設として益々多くの方々に利用されいくことを願って止みません。

なお、葬儀に続く法事等、昼夜を通しての特殊なケースの利用に係る使用料金については、これを15,000円/回とするよう役員会で決定していただくと共に、日々の清掃で行き届かない、床のワックス掛け・窓のガラス拭き等“全館一斉清掃”について「ふれあいセンター管理運営委員会」で審議願いこれを専門業者に委託して実施したこと合わせてご報告させていただきます。

4. 生活環境問題について

(1) ペットの糞害対策について

昨年提起されました“ペットの糞害対策”については、この問題を各自治会の判断に委ねることとし、その具体的な方法としては、今年度の活動方針に基づき

(イ) 一般のゴミと同じ扱いとし町内清掃の一環として糞の除去を行う。

(ロ) 買い主が連帯して定期的に除去作業を行う。

の2案を提示させていただきました。各自治会での話し合い及び環境委員会の活動もあって、本年は一部（ほんの一部）にあったやにも聞きますが大きな問題提起もなく推移したものと思っております。が、この問題が決して解決したわけではなく、今後も地道な活動が必要と思っております。

「町を美しく保つ」と「安全で快適に暮らす」ことは、ここつつじが丘に居住する全ての人々の願いであります。本年より、各自治会主催となった市民清掃同様、周囲の人々と手を取り合って素晴らしい街にして頂きたいと思っております。

(2) 上池周辺の整備工事について

ご承知の通り本年は、汚水問題の解決に明け暮れた一年でありました。従ってこの整備工事への取組みについては、今一つ踏み込みができなかったことをご報告しなければなりません。

いずれにしてもこの街全体の、将来の憩いの場となるこの公園、私たちの生活環境に与える影響は大なるものがあるものと思っております。

今後に於けるこの街の唯一の公共事業（８年度末の完成予定）、来年度以降の取組みに期待し、素晴らしい公園整備が皆様の協力のもと完成していくことを願っています。

5. 諸行事の運営について

春の防災訓練、市民清掃から始まって夏の盆踊り、秋の市民展など自治会主催の行事および校下で取り組んできた夏祭り、市民運動会、新春のつどい（クロスントリー）など一部の行事について天候に悩まされたものもありましたが役・委員始め参加者皆様の協力により、各種行事が滞りなく無事実施できたことお礼申し上げます。

行事の取組みについて一部に不満の声はあるものの、地味地に着実にこれを踏襲し、慣習としてこの街に定着していくことが、強いてはこのつつじが丘の“ふるさとづくり”に通じていくものと確信しています。

来年度からは「八木山校下育成会」が名称を「八木山まちづくり協議会」と改められ、各種行事の実施方法等を見直しながら再出発するところとなっています。

行事を辞めるのではなく、先にも述べさせて頂きましたが、今後は福祉と絡み合わせながら改革し、気楽に大勢の人達に参加願える行事運営を期待いたします。

6. 広報室について

自治会活動の各種資料の体系だった整備を主目的に、今年度４月皆様に室員を公募し、活動を開始して参りましたが、今年度は過去１８年に渡る自治会総会資料を紐解くところまでとなりました。

来るべく自治会設立２０周年に向け、更に資料収集等を実施し、次代への糧となる資料整備を来年度もしてまいります。

又、昨年「休刊」か「廃刊」かと言った論議を提起した『タイムスつづしが丘』の発行についても議論をして行くこととなっていました。この件に関しても、来年度に持ち越すこととなりました。

7. 集会所修繕について

昭和55年3月に建設（62年一部増築）されて以来、足掛け15年が経つこの集会所、昨年度カーテンの取替えを実施したものの、壁・網戸等に破損が見られ、畳・カーペット等も古くなって参りました。

さいわい、各務原市の『自治会集会施設の建設（修繕）計画について〈補助金交付〉』に対しての（30万円を超える修繕に対して、その1/2を最高100万円を限度として補助される）照会もあり、集会所を修繕すると言うことで、屋根の伏き替え工事等も加え、正式に専門業者に“見積り依頼”を実施（9月10日）いたしました。三業者よりこれらの修繕に約250万円が掛るとの見積りを得て、10月度の役員会に報告、承認後、市へ交付申請書を提出いたしました。

修繕工事の実施は来年度と言うことで、詳細については「活動方針（案）」の中で述べさせていただきます。

8. まとめ

最後に本年度の活動を通し結論付けを頂きました“汚水問題解決”による「汚水委員会」の消滅及び“高齢化問題等”への新たな取組みとしての「福祉委員会」の設置等に関し、〈別紙〉の自治会規約改正を提案して今年度の総括会務報告とします。

以 上

[環境委員会]

1. ゴミ収集について

住民皆様のご協力によりまして、ゴミの分別収集については、年を追うごとにスムーズに行われるようになったと思っております。

一部において、**バッテリー、消火器等**の収集不適品の投棄が見られ、委員会にて処理した外は、特に大きな苦情もなく推移したこと報告させていただきます。

なお、ゴミ収集後の清掃時、必要以上のクレゾール散布による強い臭気が気になるとの声が聞かれましたが、これについては町内委員を通して、薬剤の量は、瓶のキャップ一杯で処理するよう取り計らい解決を見ました。

2. 町内の清掃について

春(6/6)、秋(11/14)の年2回に分けて実施しました。

春は側溝・公園の清掃を、秋は除草を主眼に八木山通り及び各町内の公園側溝脇を約2時間にわたり実施していただきました。作業区域の配分に若干の手違いがあり、一部に未済がありましたが、全町内の皆様方のご協力を得て見違えるほど綺麗になったと思っております。

3. 公園内倉庫の更新について

平成5年4月、中央公園内の物置が誰かのいたずら?で倒れ、扉等の破損により使用不能となったため、岐阜営繕(株)に依頼して同形の物置を設置しました。又、各町内の物置も老朽化し、**施錠箇所**の破損等もみられ若干手狭になってきた感もあり、この際**順次更新**をと提案し、次年度にての予算付けをお願いし、来期への引継ぎとさせていただきます。

4. 緑化対策について

今年度は、集会所周囲の樹木の伐採、剪定を各務原造園(株)に委託し平成6年1月に実施しました。

5. 空地の草刈りについて

土地所有者に対し「草刈り依頼」を文書で発送し、返信を待って自治会依頼分102件、自己処理分61件、その他（住所不明）1件に区分し取り組みました。

自治会依頼分については、前年通り各務原造園（株）と契約し実施しました。（1件 24,000 円/年2回）

また、自己処理分のうち未処理分については、消防署より12月下旬に各地主宛て『注意書』を発送していただきました。

これらの処理状況確認のため、1月30日消防署にお願ひし巡回したところ、なお11件が未処理であったため、再度文書をもって督促した結果2月末をもってすべて完了いたしました。

6. ペットの糞害対策について

例年取り上げられているこの問題については、各委員がそれぞれの町内を受け持ち、班長会議等を通して意見収集をして行こうと取り組んだものの、昨年の「買い主の心得10か条」の配布効果もあってか、今年是一部にあったやにも聞きますが、大きな問題提起も無く推移したと思っております。が、この種の問題は、地味地な取組みが不可欠との観点から、本年も、この“10か条”の文書回覧により注意を促して行こうという活動となりました。

街を愛する皆様方の不言実行が唯一の救われる道かもしれないと思っておりますので、今後とも買い主の皆様の協力をお願いいたします。

7. 終りにあたって

生活環境問題は取り上げれば限りがありません。

良い環境は住民一人ひとりが創り出すもので、他人事と考えないで、どんな些細な意見でも具申して、他の地区から羨望のまなざしで見られる「明るく清潔なつつしが丘」への展望を願って止みません。

1年間数々のご協力ありがとうございました。

〔防災委員会〕

防災委員会においては、委員全員“町内の災害一掃”の意気込みにて、例年どおり活動してまいりました。以下、その概要を述べ、今年度の報告とさせていただきます。

1. 防災訓練について

春の訓練（6月6日）は、東消防署の指導により、てんぷら油による火災消火および消火栓の取扱い訓練を実施しました。てんぷら鍋に油をいれて加熱させ、これが燃え上がったとき、消火器にて消火する訓練を150名余の皆様にご体験していただきました。

秋の訓練（11月14日）は、春と同様東消防署の指導により、消火栓による初期消火訓練を実施しました。消火栓にホースをつなぎ、放水する訓練を130名余の方々に体験してもらいました。

2. 消火ホース格納箱の新設について

『消火栓の有る所（つつじが丘地内37箇所）に、消火ホースを全て設置する。』と言う自治会発足以来の目標をもって、格納箱の整備が以前から当委員会を中心に進められてきておりました。

今年度、最後の1箇所を5丁目に設置したことにより永年の案件は全て完了するところとなりました。

今後は、これらの保守点検を定期的実施していくところとなりますが今年度の活動において、点検調査したところ、以前に設置された格納箱の腐食が激しく（10箇所）、新規の取換えが必要と思われます。

次年度以降順次更新して行くということで予算計上していただきましたが、来年度からはこれらの設備が「いざ」というときに不備のないよう、更新も含め、適切に管理されていくことを望んでおります。

3. 交通安全（道路標識の設置）について

各種行事における交通整理等、他の委員会と協力して交通安全に努めてまいりました。今年度はその他に、住宅地全体の道路標識など危険箇所の

再点検も実施し、その改善を市に要請、カーブミラー2基（1丁目(1), 7丁目(1)）を取り付けてもらいました。

参考までに述べさせていただきますが、この団地内における本年1年間の交通（物損）事故は23件もあったとのこと、会員の皆様には、更なる安全運転をお願いできればと思っております。

4. 街路灯の修理について

皆様よりご指摘の不灯箇所等の修理については、月2回（16日、月末）業者に修理をお願いし、早期の点灯を目指しました。

以下、今年度の修理実績を掲げ報告とさせていただきます。

月	件数	月	件数	月	件数
4	16	8	5	12	4
5	9	9	5	1	7
6	5	10	10	2	3
7	14	11	4	3	

5. 終りにあたって

団地内の防災については、会員の皆様の平素の心掛けと注意により何事も無く無事1年間の役割を果たすことができました。心より感謝申し上げます。

今年度の活動を終え、心残りといっはなんですが防災訓練等にもっと多くの会員の方々に参加していただけたらと思っております。

に”をスローガンに秋晴れの中、住民各層の参加を得て実施することができました。

本年は、スローガンにも示すように、気楽に参加できるものとするため従来の丁目別対抗は止め、

- ① 松が丘対つつじが丘という、ゆるい対抗戦とすること。
- ② 選手集め等、役員の負担を少なくすること。

から、参加は自由参加の外にエントリー制も取り入れるなど、大きく変化した運動会となりました。

また、各家庭から不用品を出していただき、賞品とするなど、創意工夫をしたものとなりました。

3. 市民展

11月6日(土) 7日(日)

於：ふれあいセンター

出展者数は、昨年に比べて4割増の70名の方々から出品していただきました。出品分野も、園芸・手芸・生花・絵画・写真等すばらしい作品ばかりで、鑑賞された方々も200名近くあり、中には、つつじが丘にお住まい以外の方の来場者もあったこと報告させていただきます。

出品作品は大変素晴らしく、入場された方々の口から賞賛の声が上がっておりました。

また、今年も婦人会の方々のご厚意により、茶席を設けていただき、作品を鑑賞された方々にくつろいだ雰囲気味わっていただくことができました。

つつじが丘の市民展という名称について“市民展”を“文化展”等に変更したらとの意見もあり、次年度の実施までに検討していただきたいと考えております。

〔高齢化（福祉）問題等専門委員会〕

今年度の高齢化（福祉）問題等専門委員会の主な活動は、

- ① 「福祉のまちづくり」を推進するための視点から自治会組織の在り方及びその運営方法などを検討し、自治会としての総合的な方向付けをすること。……“福祉活動基本方針の作成”
- ② これまでの「高齢者と語る会」を掘り下げ、更にきめ細かく町内単位においても「つどいの場」を設け高齢者どうしの交流の機会を増すようにすること。……“福祉のまちづくりとしての土壌づくり”

以上の二点を推進することでありました。

この進め方として本年度は、まず第1に、自治会に提示すべき最重点課題（3か年の活動の集大成）となっている①の“福祉活動基本方針”の作成を最優先として行うことと致しました。勿論そう簡単には作成できるものではないとの覚悟のもとに取り組んだ課題だけに、作成の段階においては、各町内の福祉委員（2名以上）からなる17名の委員会の中で、たびたび議論を繰り返すところとなりました。

しかし、最終的には「福祉のまちづくりは、当面自治会主導型で推進し、高齢者のお世話といった直接的・具体的な問題については福祉関係諸団体・グループの自主性を尊重しつつ協議連携していく……」という基本姿勢からなる“福祉活動基本方針（案）”をとりまとめ、11月の役員会に提案いたしました。

このことによりこの方針（案）が“平成6年度の自治会活動方針（案）”における“福祉のまちづくり”を推進するための重要な柱として承認されることになりました。

『なぜ自治会がこうまでして取り組まねばならないのか。』との声もありますが、高齢化問題に関する対策は、それぞれの町内の異なった実情を把握して行くといった福祉活動の中で、適切な対応が成されて行くべきものと考えます。“福祉活動基本方針（案）”の中でも述べておりますが、地域（町内）毎に異なる高齢者の生活状況を把握しきれない弱さを持つ行政に総てを頼っても、そこから発する高齢化対策は、画一的な対策の押しつけとなりがちであり、しかも貴重な関係予算は、単なる福祉行事の消化に甘んじてしまう結果となってしまうと考えます。

従って、行政との連携を保ちながら地域独自の組織だった活動を通して行く中で、この町に適応した対応策を見つけ、行政に働きかけていくことが、

有効な高齢化対策に結び付いていくものと信じるからであります。

次に、②の「つどいの場」としてのきめ細かい高齢者との交流についての活動は、前述の方針（案）の作成に精一杯に取り組んだこともあって、僅かな活動期間となってしまいました。しかし、お年寄りの期待も有るのではと奮い立ち、残された期間の中で「高齢者と語る会」を開催しようということになりました。

今回は、これまでの反省を踏まえて「語る会」という堅苦しさを避け、心温まる話を聞いて、気楽に食事と懇談をしてもらうことによって、また今度も来ようかという気持ちになっていただけるような「つどいの場」としての「福祉講演会」と「昼食会」を2月6日（日）に開催いたしました。

講演会では、市民大学講座などの講師の他、執筆等にも活躍されている犬山（継鹿尾山）の寂光院住職『松平実胤先生』に講話をお願いし、「生き生きと輝いて生きる」という演題にて心温まるお話を聞くことができました。

先生の知名度の高さからの動員もあって、日頃顔を合わせる事の少ない高齢者の方々及び一般の方を含めて140名以上の皆様に聴講していただき、大変有意義な「福祉講演会」としてまとめることができました。

このように高齢者の方々が、一度の参加をきっかけに家から飛び出して来てくれることによって、自治会などの行事にも進んで参加してもらえるようになれば、福祉活動の原点ともいわれる「向こう三軒両隣」の関係もさらに深くなることと思いますし、ある程度のプライバシーにも拘らなくなるようなお年寄りが増えてくるのではないかと思います。

既にある町内では、きめ細かな「つどいの場」としての“親父の会”や、自治会及び育成会の行事を通じて高齢者の方々をお誘いするなど、身近な所で高齢者との交流が始まっているようです。

このような『芽』がだんだんと膨らんでくるよう、自治会からの支援も今後強力に推進して行くことが必要かと考えます。

以上をもって会務報告と致しますが、合わせて3か年に亘り活動した本専門委員会も当初の役割を終える事ができましたので、ここに解散させて頂くことになりました。次年度以降の活動については、“平成6年度の自治会活動方針（案）における「福祉のまちづくり」の中で述べられることとなりますが、いずれにしても「福祉のまちづくり」は、長期的視野に立って、無理なく着実にこれを浸透させていくことが大切です。

今後の福祉活動に対し、会員の皆様の更なるご理解と暖かいご協力をよろしくお願いいたします。

平成5年度 一般会計決算報告

< 基金の部 >

科 目	金 額(円)	摘 要
平成5年度基金残高	23,735,713	・平成6年3月5日現在

< 積立金の部 >

科 目	金 額(円)	摘 要
集会所改修準備金	1,500,000	・昭和63年度～平成4年度分 定期預金
集会所改修準備金	200,000	・平成5年度分 ”
緊急災害準備金	3,000,000	・昭和56年度～平成4年度分 ”
緊急災害準備金	300,000	・平成5年度分 ”
汚水処理施設に関する準備金	5,078,400	・昭和61年度～平成4年度分 ”
汚水処理施設に関する準備金	1,500,000	・平成5年度分 ”
合 計	11,578,400	

< 収入の部 >

科 目	当初見込額(円)	収 入 額(円)	摘 要
前年度繰越金	3,479,287	3,479,287	
自治会費	5,880,000	5,911,500	@500円×11823戸 (延べ戸数)
自治会入会金	4,000	23,000	@1,000円×23戸
自治会基金利息	790,800	736,190	23,735,713円に対する利息
自治会長報酬費	631,200	635,380	・前期分:317,360円 ・後期分:318,020円
広報紙配布手数料	980,000	989,500	・前期分 494,000円 ・後期分 495,500円
分別収集報償金	235,200	237,480	・前期分 118,560円 ・後期分 118,920円
公園清掃報酬費	259,000	259,000	
ふれあいセンター使用料金	500,000	720,670	
汚水処理施設に関する準備金取崩し	3,000,000	3,480,519	
汚水処理施設に関する準備金解約	0	3,100,000	
雑 収 入	316,495	678,312	道路愛護・街づくり等奨励金: 133,785円 行政了んけーと賞状金: 98,500円 又・体委員会協賛金: 88,497円 前 金 利 息: 274,520円 そ の 他: 83,010円
合 計	16,075,982	20,250,838	

<支出の部>

科 目	予 算 額(円)	支 出 額(円)	摘 要
自治会総会費	100,000	39,300	
街路灯電気料	1,400,000	1,331,683	電気料：863,992円 修理費：467,691円
事務局関係費 (事務関係費) (広報室関係費) (会議費)	550,000 (200,000) (150,000) (200,000)	659,497 (556,222) (3,275) (100,000)	
集会所運営費	300,000	230,348	
各自治会助成金	1,666,000	1,674,500	@1,700円×985戸
環境対策費 (清掃用具費) (汚水環境対策費) (空地対策費)	400,000 (60,000) (50,000) (250,000) (40,000)	243,728 (31,375) (46,228) (150,125) (16,000)	
防災対策費 (防災行事費) (地域防災費) (消防器具備品費) (西町消防団賛助金)	400,000 (50,000) (50,000) (100,000) (200,000)	335,494 (12,430) (23,260) (99,804) (200,000)	
文化体育費 (盆踊り関係費) (市民文化展関係費)	630,000 (350,000) (200,000) (80,000)	630,000 (350,000) (200,000) (80,000)	
高齢化(職)問題等専門委員会	150,000	149,376	
各種団体助成金	530,000	530,000	女下福会：100,000円 子ども会：290,000円 会友会：80,000円 婦人会：60,000円
地域社会交際費	200,000	65,840	
ふれあいセンター備品購入費	500,000	381,731	
ふれあいセンター運営費	1,080,000	1,132,386	管理費：360,000円 維持費：772,386円
汚水処理各戸配管調査費	3,000,000	2,985,600	
汚水問題に関する負担金	0	3,600,600	埋入費部分：3,500,600円 埋入費部分：100,000円
緊急災害準備金	300,000	300,000	
汚水処理施設の準備金	1,500,000	1,500,000	
集会所改修準備金	200,000	200,000	汚水処理会費用：157,550円 南内津地区基金：50,000円 竹城会主交代：15,000円
予備費	3,169,982	222,550	
合 計	16,075,982	16,212,633	

<平成5年度収支残高>

収 入 金 額	支 出 金 額	差引残高(平成6年度繰越金)
20,250,838円	16,212,633円	4,038,205円

以上、平成5年度会計報告に誤りのないことを認めます。

平成6年3月5日

会計監査

〃

平成6年度（第19期）活動方針<案>

10年越しの懸案事項であった、汚水処理施設の自主運営問題が解決し、4月1日には公共下水道へ無事接続させることができました。これも会員皆様方並びに歴代役員各位のご支援、ご協力のたまものであり、あらためて厚く御礼申し上げます。

町づくりも形の上での重要課題は上池および周辺の整備事業を残すのみとなりました。今後は「明るく豊かな町づくり」のために住民相互の心の通い合いのなかから、必ず到来する高齢化社会に実質的にいかに対応していくか……いわば「心」の問題が改めて、問われていくこととなります。

平成6年度（以降）は、世代間交流こそがすべての源（みなもと）であることを再確認し、私たちの町がより成熟した地域社会になるよう、責任と自覚と愛情にみちた自治会活動が一層求められるでありましょう。（その一助として金額としては僅かではありますが、「各自治会助成金」の単価を昨年度の1700円から2000円に増額いたします。

1 「福祉の町づくり」を推進することについて

“福祉の心”は地域社会の成熟度を推しはかる鏡であります。幸い私たちの町には、小さいけれどその芽は確実にふくらみつつあることは嬉しい限りです。今後急速に進む高齢化（表1参照）に対し、自治会は「明るく豊かな町づくり」の観点から無理なく着実に準備をしていくことが時代の要請であろうと確信いたします。

表1 総人口に占める高齢者（65才以上）の割合

<つつじが丘> H5. 7. 1 203÷3517= 5, 8%

<松が丘> H5. 10. 1 202÷2597= 7, 8%

<市全体> H4. 3. 1 12679÷132637= 9, 6%

<国全体> H4. 9. 15 1622万人÷12477万人= 13%

(1) 基本姿勢

平成3年度に設置された高齢化（福祉）問題等専門委員会（委員長・■■■■氏）は3年間に亘る活動を通じ「福祉の町づくり」は当面自治会主導型で推進し、高齢者のお世話といった直接的、具体的な問題については福祉関係諸団体・グループの自主性を尊重しつつ協議・連携していく…という見解が示され、役員会もこれを了承いたしました。これをもって統一自治会の基本姿勢といたします。

(2) 組織・運営について

現委員会は当初の役目を終えたことにより解散し、改めて専門委員会の1つとして、次により「福祉委員会」を常設致します。

① 構成員および委員長

- イ 各町内代表（8名）と民生委員により構成し、必要に応じ寿会、婦人会の代表を加える。
- ロ 正副委員長…委員長は社会福祉協議会（社協）推進委員がこれに当たり、副委員長は構成員の中で互選する。

② 活動

「福祉の町づくり」を長期的視野に立って、無理なく着実に浸透させるため、次の活動を行う。

- イ 自治会の諸行事を通じ“福祉の心”の育成を目指し、関係諸団体及び自治会各委員会との協力・調整を行う。
- ロ 高齢者（65才以上）の状況把握及び分析。（民生委員、班長会議との連携）
- ハ 社協八木山支部の機能充実を図ることに対する協力。
- ニ 近隣ケアグループの自主性を尊重しつつ、要請があれば側面より支援する。
- ホ 福祉全般につき、住民の関心を高めるための活動。

(3) 今後の展望

① 今日的な福祉問題の特性

かつての日本人は“向こう3軒両隣”と言い垣根のない自由な交流の中で“手作りの助け合い”が日常化しておりましたが、今日の我々は意識の面で“個の確立”がなされ、そのことがプライバシーの問題として「覗かれたくない」、「そっとしておいてほしい」という願望が優先するケースも出てまいります。

いわば、人間どうしの絆を求める要求と孤独を求める要求の双方が存在し、そのバランスは個々により様々です。

福祉活動はこのバランスの上に成り立ち「公助」、「互助」、「自助」の振り分けが基本的な作業になりますが、いずれにせよ、これからの福祉はカネもモノも絶

対的に必要であり、まして近い将来は、決して特殊な問題ではなく社会全体の日常的問題になるわけですから、行政との連携を保ちながら、地域独自の組織だった動きは欠かせません。

② 社協・八木山支部の機能充実に協力することについて

先の委員会の議論の中にも「組織もノウハウもカネもある社協中心でいくべし」との意見もありましたが、社協の組織運営は校下単位であり、現時点では松が丘との共通の意識あるいは運営手法は育っておらず、時機尚早であります。

社協支部が事実上福祉の中核となるためには、町づくりの観点と個々の問題処理つまり大きくとらえる側面と、人の心の微妙な反応をとらえて処理するこまめな側面の双方をあわせ持つ機能が組織的にも具備されることが肝要であります。このことが松が丘との連携の中で十分話しあわれ、適材を適所に配置できる体制を作ることがなにより大切なことでもあります。前述「基本姿勢」のところで“当面”と言っているのは、このことへの期待感の表明であります。

③ 「福祉基金（仮称）」の創設について

福祉の心を育み、町づくりを推進するためには、やはりお金が必要です。個々の年間経費は自治会の予算や社協の助成金でまかないませんが、将来へ向けての「福祉の町づくり」のため、そして福祉の「互助」精神の証（あかし）として今年度より「福祉基金」として毎年一定額（50万円）を積み立てていくことといたします。

- 従来当自治会の積立金制度は具体的な目的をもってなされてきましたがこの基金はそうした性格ではなく、ともかくも将来のためにカネを貯える…ということです。今でこそ福祉の問題はスタートしたばかりであります。私たちの町は「ある日突然老人の町になる」ところです。私たち自身の老後の問題は、できる範囲で地域で支える「互助努力」の必要性は申すまでもなく、この基金を新たな町づくりのシンボルといたしたく存じます。将来の使用目的として考えられることは、例えば……
- イ ふれあいセンターの使用料金は基金利息を充当させる。
 - ロ ふれあいセンターの中にリハビリ用の機器を備える。
 - ハ ふれあいセンターを利用して将来「給食サービス」等ができるような体制になった時の補助。（住民参加型の在宅福祉サービス団体の設立等）
 - ニ 寝たきり老人への紙おむつの一定数の補助。

等々、今日では夢のような話も含めて将来かならず役に立つ時がくるはずで、こうした私たち住民の実質的な互助努力は、必要な時に公的助成を優先的に受けられる“担保”となるものと信じます。

2 集会所（総床面積189.51㎡）の修繕事業について

集会所は昭和55年3月に建設（床面積96.88㎡）され、その後昭和62年4月、西面に増築（92.63㎡）、現在のものになっております。建設当初より13年、増築時より6年が経過し、かなり色褪せてまいり修繕が必要と判断いたしました。

これに伴う資金については、昭和63年度より始めた「集会所改修準備金」が平成5年度末現在170万円あり、これに市の補助金100万円を加え、屋根の吹き替え、壁の補修、畳、カーペットの張り替え等、総額約260万円で、梅雨入り前までには工事を終了させたいと存じます。

なお、請負業者は、伊神建設、薫田工務店、西村建設3社の競争見積りの結果、先の増築工事の時と同じ西村建設にお願いすることになりました。

3 ふれあいセンターの管理運営について

「福祉と文化の拠点」として平成3年3月末に完成したふれあいセンターの維持管理の基本的な部分は従来通りであります。過去2年間の運営状態を見て、次の点を今年度の活動に反映させたいと存じます。

- ① 管理運営委員会を統一自治会の専門部の1つとして正式に位置付け、その長は役員会の構成員とし、円滑な管理運営を目指すと共に常に周辺住民の方々の迷惑にならないような方策を講ずるように致します。
- ② 同委員会の構成員については従来通り各種公的団体の責任者と、公募による各町内有志及び統一自治会長、事務局長、会計担当等を持ってあてます。
- ③ 清掃について
管理人の役目は「細則第11条」の前段の通りですが、同条後段にある「町内持ち回り」に関しては建物の規模や床のワックスがけなどを考えると集会所のようにはいかず、実際は無理であり、その代わり専門業者により年2回行えるよう予算計上いたします。
- ④ 今後の維持管理あるいは修繕等のため今年度より「修繕準備金」を一定額積み立ててまいります。
- ⑤ 使用に際しての有料制は現行通り継続いたします。但し、通夜、葬儀のため全館使用の3万円は現行通りとしますが、これに関連し法事等で宿泊する場合は1万5千円といたします。（平成5年9月5日付委員会決議済み）

積は世帯数に応じた区割りになりますので、少し広くなると思われます。

なお、今年度の当番自治区は春は3、4丁目、秋は5、6丁目となります。

この市民清掃（とくに秋）に合わせて、育成会改め「八木山まちづくり協議会」が指定した場所については、それぞれ各団体に割り当てられますが、その時はよろしくご協力ください。

5 文化体育活動について

(1) 市民運動会の主催団体変更について

従来、つつじが丘・松が丘両自治会の主催でありましたが今年度から八木山まちづくり協議会の主催といたします。

理由：例年準備段階で両自治会、体育振興会を中心として、子供会やPTA、婦人会にも全面的に協力していただいていることから、特に体育振興会の要請もあり、すべての公的団体が加盟している協議会主催としたほうが自然であろうということです。

(2) 「盆踊り同好会（仮称）」の結成について

盆踊り大会全体の担当部署は文化体育委員会で、全般的な運営についても従来どおりですが、踊りの指導については次のようにしたいと思います。

今までは民謡同好会にお願いしておりましたが、団地の規模も約1000世帯となった現在、住民相互の親睦をさらに広め、生きた“世代間交流”の一助として盆踊り大会を位置付けることが大切であります。そのためには、踊りに興味を抱くより多くの人々に呼びかけ「盆踊り同好会」を結成し、盆踊り大会がさらに充実したものになるよう、踊りを通してその推進役になっていただきたいと思います。

なお、詳細については後日文化体育委員会よりご案内いたします。

(3) 市民（文化）展については例年どおりの運営方法といたします。

以 上

平成6年度予算 (案)

＜収入の部＞

科 目	金 額 (円)	摘 要
前年度繰越金	4,038,205	
自治会費	5,940,000	@500円×990戸×12か月
自治会入会金	5,000	@1,000円×5戸
自治会基金利息	622,800	23,735,713円×3.28%×0.8
自治会長報酬費	735,600	均等割 @25,000円×12か月=300,000円 世帯割 @440円×990戸 =435,600円
広報紙配布手数料	990,000	@1,000円×990戸
分別収集報償金	237,600	@240円×990戸
公園清掃報酬費	259,000	
ふれあいセンター使用料金	700,000	
集会所改修準備金取り崩し	1,700,000	
雑収入	186,450	道路愛護者賞賛金 : 34,650円 (@35円×990戸) 美しい街づくり奨励金 : 99,000円 (@100円×990戸) 預金利息 : 52,800円 (3,300,000円×2.0%×0.8)
合 計	15,414,655	

< 支出の部 >

科 目	金 額 (円)	摘 要
自治会総会費	50,000	
街路灯電気料	1,400,000	電気料: 800,000円 修理費: 600,000円
事務局関係費 (事 務 費) (会 議 費)	600,000 (400,000) (200,000)	広報室関連費含む
集会所運営費	300,000	
集会所修繕費	1,700,000	
各自治会助成金	1,980,000	@2,000円×990戸
校下運動会助成金	200,000	八木山まちづくり協議会への助成
環境対策費 (清掃対策費) (生活環境対策費) (空き地草刈り対策費) (倉庫更新費)	1,000,000 (100,000) (200,000) (50,000) (650,000)	清掃用具補充費含む 糞害・緑化等対策費 7棟×約9万円/棟
防災対策費 (防災行事費) (地域防災費) (ホース格納箱更新費) (西町消防団賛助金)	485,000 (50,000) (50,000) (185,000) (200,000)	10基×約1.8万円/基
文化体育費 (盆踊り関係費) (市民文化展関係費)	450,000 (350,000) (100,000)	
福祉委員会活動費	150,000	校下協議会: 130,000円 子ども会: 290,000円 寿 会: 100,000円 婦 人 会: 80,000円
各種団体助成金	600,000	
地域交際費	300,000	
ふれあいセンター運営費 (維持管理費) (備品購入費)	1,450,000 (1,200,000) (250,000)	{ 管 理 費: 360,000円 維 持 費: 840,000円
ふれあいセンター修繕準備金	300,000	
集会所修繕準備金	300,000	
緊急災害準備金	500,000	
福祉関係基金	500,000	
予 備 費	3,149,655	
合 計	15,414,655	

つつじが丘統一自治会規約改正(案)

(現 行)

(改 正)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は「つつじが丘統一自治会」と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所はつつじが丘集会所に置く。

(構 成)

第3条 本会は次の会員により構成する。

(1) 第1種会員

つつじが丘住宅地内に居住する者。

(2) 第2種会員

つつじが丘住宅地内に宅地を所有するが居住しない者。

(目 的)

第4条 本会は会員の自治活動を通じ、本住宅地内の生活環境の保全及び改善をはかるとともに、会員相互の親睦と連帯の向上をはかり、明るく楽しい町づくりを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 本住宅地内の生活環境及び公益施設の保全、改善に関する事項。

(2) 本住宅地内の防火、防犯及びその他の防災に関する事項。

(3) 文化体育等の活動並びに老人会、婦人会、子供会等及び各種同好会の活動に対する助言、助成。

(4) 会員の保健衛生並びに福祉に関する事項。

(5) 近隣の各自治会等との連絡、協調並びに行政機関等に対する折衝。

(6) 集会所の管理運営。

(7) その他本会の目的達成に必要な事項。但し、政治、宗教に関する活動を除く。

(8) 汚水処理施設に関わる諸問題に関する事項。

(機 関)

第6条 本会は第4条の目的達成及び第5条の事業遂行のため、次の機関を置く。

(1) 事業遂行の総括機関として会長、副会長を置く。

(2) 事業の企画立案及び会計、記録等の活動を行う機関として事務局を置く。

(3) 自治活動、班の把握を行う機関として自治委員会を置く。

(4) 環境保全、防災、文化体育等の活動を行う機関としてそれぞれ委員会を置く。

(5) 汚水処理施設に関わる諸問題を検討する為、汚水処理委員会を置く。

(6) 高齢化(福祉)問題等の活動を行う機関として専門の委員会を置く。

(6) 集会所並びにふれあいセンターの管理運営。

(8) (削 除)

(5) ふれあいセンターの管理運営のために、専門の委員会を置く。

第2章 会員の権利及び義務

(権利)

第7条 会員は次の権利を有する。

- (1) 会員は役員を任免することができる。
- (2) 会員は役員に選出されることができる。
- (3) 会員は本会の一切の活動及び会計に関し記録を閲覧し、又は説明を求めることができる。

(義務)

第8条

1. 会員はこの規約を遵守するものとする。
2. 会員は統一自治会の目的を理解し、明るい町づくりのために互いに協力するものとする。
3. 会員はこの規約の定める会費等を納付しなければならない。
但し、第2種会員についてはこの限りでない。

第3章 総 会

(議 事)

第9条 総会は本会の最高決議機関とし、全会員で構成し、次の事項について報告及び審議決定する。

- (1) 年間活動報告並びに決算の承認。
- (2) 年間活動方針及び予算の決定。
- (3) 規約の改正。
- (4) 役員任免。
- (5) 自治会基金の元本の処分に関する事項。
- (6) その他運営上の重要事項。

(定例総会及び臨時総会)

第10条 総会は定例総会と臨時総会とし、定例総会は毎年1回4月に開催し、臨時総会は必要に応じ開催する。

(招 集)

第11条

1. 定例総会は統一自治会長がこれを招集する。
2. 臨時総会は会員の3分の1以上から請求のあった時又は、役員会が必要と認めた時、統一自治会長がこれを招集する。
3. 招集通知は開催の少なくとも2週間前より、審議事項とともに本会掲示板に掲示し行う。

(議決権)

第12条

1. 第1種会員は全ての事項について議決権を有する。
2. 第2種会員は総会に出席し発言できるが、第9条第5項についてのみ議決権を有する。

3. 招集通知は開催の少なくとも2週間前までに審議事項とともに会員への各戸配布によりこれを行う。

(議 長)

第13条 議長は出席した会員の中から1名選出する。

(定足数)

第14条 総会は第1種会員の過半数の出席により成立する。
但し、第9条第5項について審議する場合は、第2種会員を含む全会員の過半数の出席により成立する。
なお、委任状をもって出席に代えることができる。

(議 決)

第15条 議事は議決権を有する出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

第4章 役員、委員及び班長

(定 数)

第16条 本会は次の役員、委員及び班長を置く。

(1) 役 員

統一自治会長 1名、統一自治会副会長 2名、会計監査 2名、

(2) 委 員

- A. 事務局には総務、会計、書記の業務に関し夫々若干名の委員を置く。
- B. 自治委員会には、各自治区ごとに正、副の長を定め、更に互選で統一自治会長を置く。
- C. 専門部には防災、環境、文化体育の専門委員会の他、汚水処理委員会及び、高齢化(福祉)問題等専門委員会を置き、それぞれに委員長1名、委員を若干名置く。

(3) 統一自治会長は本会を代表し、会務を総括する。

また、会員数に応じ班を設置し、夫々1名の班長を置く。

(任 務)

第17条

1. 統一自治会長は本会を代表し、地区自治会長を兼務し、会務を総括する。
2. 統一自治会副会長は会長を補佐し、会長が任務に支障ある場合はその任務を代行する。
3. 会計監査は会計を監査する。
4. 委員及び班長の任務は別に定める。

(選 任)

第18条

1. 役員は総会において選出される。
2. 委員は自治区の互選により選出し、統一自治会長が任命する。
但し、委員が諸般の事情によりその任務を遂行できないと判断したときは、すみやかに後任を定め改めてこれを任命するものとする。

(2) 委 員

- B. 自治委員会は、各自治区の正・副自治会長で構成し、委員長に統一自治会長を置く。但し、統一自治会長を選出した自治区は、会長代行がこの委員会に加わる。
- C. 専門部には防災、環境、文化体育、福祉の専門委員会の他、ふれあいセンター管理運営委員会を置き、それぞれに委員長1名、委員を若干名を置く。

(3) 各自治区は、会員数に応じ班を設置し、夫々1名の班長を置く。

3. 班長は自治区の互選により選出し、統一自治会長が任命する。
但し、班長が諸般の事情によりその任務を遂行できないと判断したときは、すみやかに後任を定め改めてこれを任命するものとする。

(任期)

第19条

1. 役員、委員及び班長の任期は1ヶ年とする。但し、再任を妨げない。
2. 任期中に補充により選任された役員等の任期は前任者の残存期間とする。
3. 役員等は任期が満了した時、後任者が就任するまでの間前任者がその任務を行うものとする。

第5章 役員会

(機能)

第20条 役員会は総会で決定された活動方針の執行並びに、その他の事業計画の決定及び執行、その他本会の目的を達成するために必要な事項を処理する。

(招集)

第21条

1. 役員会は原則として毎月1回統一自治会長がこれを招集する。
2. 役員及び委員の3分の1以上から請求のあった時は、随時に役員会を開催する。

(構成)

第22条 役員会は統一自治会長、統一自治会副会長並びに事務局各委員より夫々1名、各区自治会長及び各区副自治会長、専門部の委員長または委員長の指名する代理の委員夫々1名により構成する。

(議長)

第23条 役員会の議長は事務局総務委員とする。

(定足数)

第24条 役員会は第22条に定める構成員の過半数をもって成立する。

(議決)

第25条 役員会の議事は出席した役員及び委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、統一自治会長がこれを決する。

第6章 委員会、専門部会

(機能)

第26条 各委員会、専門部会は次の機能を有する。

- (1) 年間活動計画の円滑な遂行。
- (2) 役員会、班代表者会議で決定提起された事項の検討、促進。
- (3) 役員会決定事項の各委員への周知徹底。

(招集)

第27条 各委員会、専門部会は必要に王寺応じ各委員長がこれを招集する。

(議 長)

第 28 条 各委員会、専門部会の議長は各委員長とする。

(構 成)

第 29 条 各担当委員全員をもって構成する。
必要に応じ統一自治会長、事務局担当委員が出席する。

第 7 章 班代表者会議

(機 能)

第 30 条 班代表者会議は原則として各自治区ごとに開催し次の機能を有する。
但し、役員会の決定にもとづき、連合班代表者会議を開催することができる。

- (1) 各班の問題を提起し、相互の意見を調整する。
- (2) 役員会で決定した事項及び行政機関からの通達事項について班内会員へ周知する。

(招 集)

第 31 条

1. 班代表者会議は原則として毎月 1 回各区自治会長がこれを招集する。
2. 班長の 3 分の 1 以上からの請求があった時は随時に班代表者会議を開催する。

(議 長)

第 32 条 班代表者会議の議長は各区副自治会長とする。

(構 成)

第 33 条 自治区内各班より班長又は班長の指名する代理の者 1 名が出席する。
当該自治区内、全委員が出席する。
(構成メンバーの中から書記、会計担当者を選出する。)

第 8 章 会 計

(経 費)

第 34 条 本会の経費は第 1 種会員の納付する入会金及び会費並びにその他の収入をあてる

(入会金及び会費)

第 35 条 入会金及び会費は次の通りにする。

- (1) 入会金は 1 世帯当たり 1,000 円とし、入居時に納付する。
- (2) 会費は 1 世帯当たり月額 500 円とし、毎月納付するものとする。但し、月の途中で入居した場合の会費は入居日が 15 日以前の場合に限りその月分から納付するものとする。また、いわゆる留守家族である場合は、日常生活用品が具備され、電気上下水道等公共施設を使用し定期的な生活を営んでいる場合は、つつじが丘住宅地内に居住するものと見なし、会費を納付するものとする。商売等で店舗のみを営んでいる場合も又同じである。

(会計年度)

第 36 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 33 条

1. 自治区内の全委員及び各班長又は班長の指名する代理の者で構成する。
2. その他必要に応じて、P・T・A、子ども会等他団体の地区代表を加えることができる。 (構成メンバーの中から書記、会計担当者等を選出する。)

第9章 各種団体

(各種団体の育成)

第37条 本会は会員相互の親睦と連帯の向上をはかり、明るく楽しい町づくりの目的のため老人会、婦人会、子供会等の会及び各種同好会の活動に対し、助言、助成を行う。

(各種団体の認可基準)

第38条

1. 本会は各種団体の設立趣旨が本会の目的に合致すると認めた時、本会の認可団体とする。
2. 認可基準は別に定める。

第10章 福祉

(福祉)

第39条 本会は会員の死亡又は罹災に対し弔慰金又は見舞金を贈る。

第11章 集会所

(管理運営)

第40条

1. 集会所の管理運営には、事務局総務委員があたる。
2. 管理運営規則は別に定める。

(附則)

1. 本規約は昭和55年4月6日より施行する。
2. 本住宅地内に建物その他の施設を所有し、居住はしないが教育、宗教、販売等の活動を行う場合は、会員に準じた義務を負うものとする。
3. 一部改定、昭和56年4月3日
4. 一部改定、昭和59年4月1日
5. 一部改定、昭和63年4月3日
6. 一部改定、平成2年4月1日
7. 一部改定、平成3年3月31日

第10章 弔慰金・見舞金

(弔慰金・見舞金)

第39条

1. (同 文)
2. 死亡に対する弔慰金の額は、役員会にてこれを定める。
3. 罹災にたいする見舞金の拠出基準は、別途これを定める。

第11章 集会所並びにふれあいセンター

(集会所の管理運営)

第40条

1. (同 文)
2. (同 文)

(ふれあいセンターの管理運営)

第41条

1. ふれあいセンターの管理運営は、専門の委員会がこれにあたる。
2. 管理運営規則は別に定める。

8. 一部改定、平成6年4月3日

< 格納箱位置図 >

凡 例

- : 消火栓ホース格納箱設置箇所
- : 老朽化が著しいと思われる箇所

つつじが丘住宅地図
(93年度版より)

